

診療報酬点数改正によって平成 12 年度に 1 人当たり入院医療費が大幅にアップしたことがわかる。入院医療費の単価は、特殊疾患入院施設管理加算や重症症児(者)・準重症症児(者)加算等の相違によるものであると思われる。

5.2 人件費の比較

平成 15 年 4 月現在の三園の人件費を比較すると次のとおりである。

(金額単位：円)

職種(青森県)	種別表(日記)	職種	項目			
			あすなろ学園	さわらび園	日本赤十字社	
行政職	一般職(一)	事務職(注1)	人 数	9	9	9
			平均年齢	54	48	48
			平均給与	443,712	456,345	312,809
			総支給額平均	331,884	320,460	303,908
医療職(一)	医療職(一)	医師	人 数	3	3	4
			平均年齢	46	42	46
			平均給与	961,619	517,443	471,672
			総支給額平均	1,132,328	461,240	1,107,515
医療職(二)	医療職(二)	薬剤師、理学療法士、栄養士等	人 数	14	8	11
			平均年齢	39	43	36
			平均給与	341,916	310,530	269,985
			総支給額平均	380,962	413,412	333,288
医療職(三)	医療職(三)	看護師、准看護師	人 数	33	11	36
			平均年齢	34	40	31
			平均給与	460,745	438,404	333,702
			総支給額平均	462,303	520,789	434,104
技能職	一般職(二)	調理助手、調理員、運転員等	人 数	9	8	8
			平均年齢	32	48	46
			平均給与	291,356	368,576	236,173
			総支給額平均	330,292	420,849	274,672
行政職(注2)	福祉職	児童指導員、保育士	人 数	9	10	10
			平均年齢	43	38	38
			平均給与	460,015	354,000	254,699
			総支給額平均	436,672	333,288	333,288
合計			人 数	75	47	74
			平均年齢	44	46	41
			平均給与	383,388	413,271	285,188
			総支給額平均	465,418	491,263	418,932

(注1) さわらび園では、児童指導員及び保育士を含んでいる。

(注2) あすなろ学園では、福祉職給料表を使用しているのに対し、青森県には福祉職給料表がなく、保育士等に対しては事務職と同様に行政職給料表が適用されること。

県直営の施設(あすなろ学園、さわらび園)と委託施設(はまなす学園)では各々適用される給料表が異なり、また、同職種であっても施設によって平均年齢や在籍年数が異なるため単純な比較はできないが、上表から概ね以下のようなことが読み取れると思う。

- ① あすなろ学園及びさわらび園の事務職の平均年齢が高く、平均給与が高いこと。
- ② 日本赤十字社では、福祉職給料表を使用しているのに対し、青森県には福祉職給料表がなく、保育士等に対しては事務職と同様に行政職給料表が適用されること。
- ③ 総じて、青森県職員の給料レベルが日本赤十字社の給料レベルより高いこと。

青森県職員と青森県内の一般民間法人職員との比較を行えば、その差は益々顕著であると思われる。

平成 15 年度の一般会計からの繰入金額はあすなろ学園 501 百万円、さわらび園 338 百万円、はまなす学園 201 百万円である。施設の老朽化等他の原因はあるものの、はまなす学園が効率的な管理運営を行っていることが読み取れる。

6. 心身障害児者総合リハビリテーションシステム基本計画について

平成 14 年 3 月に青森県は「心身障害児者総合リハビリテーションシステム基本計画」(以下、「基本計画」という。)を発表した。これは、青森県が平成 5 年度から、心身障害児者に対して保健・医療・福祉などの各種リハビリテーションが総合的、かつ切れ間なく提供されるシステムのあり方について庁内で検討を始め、その後、研究会、検討委員会等での討議を経て、取りまとめたものである。

基本計画では、総合化、地域化、改善化の三つの視点からサービス提供体制を構築した。そして、市町村を対象とする基礎圏域、児童相談所管轄地域を対象とする広域圏域、青森県全域を対象とする県域の三つのレベルでサービス提供体制を整理している。

その結果、精神障害に対する政策変化、平成 15 年度からの支援費制度の導入等を中心に、さわらび園、青森県身体障害者更生相談所及び青森県知的障害者更生相談所の機能を統合し、(仮称)青森県総合療育福祉センター(兼弘前地域療育センター)を将来的に設立する構想が打ち出された。

また、はまなす学園については、一般病棟を重症心身障害児施設に対応できるよう改修、家族交流スペース機能を追加し、(仮称)八戸地域療育センターとすることとされた。さらに、あすなろ学園には、療育機能、研修機能、市町村支援等の機能を強化し、(仮称)青森地域療育センターとする構想である。

平成 15 年 3 月に青森県が公表した「新青森県障害者計画」の中にも、重点目標の一つとして「心身障害児者のリハビリテーション体制の整備」が掲げられており、平成 18 年度までに二つの地域療育センターを整備する計画となっている。

これらの計画を踏まえて、平成 15 年度に 106 百万円の費用を投じて、はまなす学園の大規模改修工事と家族交流スペース増築工事が行われ、(仮称)八戸地域療育センター構想は実現された。はまなす学園では、平成 16 年度から重症心身障害児施設への一部転用と重症心身障害児(者)通園事業(B型)を開始した。

しかしながら、青森県財政の逼迫の影響を受けて、平成 15 年度から新規の大規模工事は凍結の方針が打ち出されたため、基本計画に盛り込まれたさわらび園及びあすなろ学園に係る構想は実現の目処が立っていない状況である。

平成 16 年 12 月に策定された第四次青森県行政改革大綱では、「県立さわらび園に

については、入所児童の多くが重症心身障害児である現状を踏まえ、肢体不自由児施設から重症心身障害児施設へ転換し、運営の一層の効率化を図ります。」と記載されている。また、はまなす学園については、平成 18 年 4 月を目途として青森県が導入する指定管理者制度の対象施設となることが明らかにされたが、これは地方自治法の改正によるものである。

7. 最後に

身体障害(児)者に関する統計データによると、全国と比べて青森県では次のような特徴がある。

- ・人口に占める身体障害(児)者の比率は平成 13 年で 3.8%と、全国平均より約 1%も高い。
- ・身体障害の分野別では、肢体不自由の占める割合が全国よりも高い。
- ・障害程度では、全国に比べ重度障害の割合が高く、特に 1 級の増加率が大きい。

肢体不自由児(者)に関しては、青森県では、今後は特に、在宅サービス、肢体不自由者に対するサービスの充実がポイントになるものと思われる。

今回、各施設に訪問した結果、各施設の園長を始めとするスタッフが、肢体不自由児(者)に対して、愛情を持って、丁寧に対応している姿に接し、改めて頭の下がる思いがした。ただ、3 施設を比べると、施設の新旧、地理的状況、その他の要因は諸々あるにしても、効率的な運営という点では、はまなす学園に一日の長があるように感じられた。

財政悪化の影響を受けて、地域療育センター構想実現の道程は遠いものと予想される。各々の施設が今後とも知恵を絞って、質が高く、かつ効率的な運営を行っていくことを期待したい。

第三部

青森県社会福祉協議会に対する委託料及び補助金の支払に係る財務の事務の執行について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件(テーマ)

青森県社会福祉協議会に対する委託料及び補助金の支払に係る財務の事務の執行について

3. 特定事件を選定した理由

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により地域福祉の推進を図ることを目的として設立された団体である。青森県社会福祉協議会は、自主事業を行う他に、青森県との緊密な連携の下で、県福祉行政の補完的な役割を果たしてきたものと考えられる。従って、青森県から青森県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)に対する委託料及び補助金の支払に係る財務の事務の執行について監査することは意義のあるものと考え、このテーマを選択したものである。

4. 外部監査の視点

(1) 監査の視点

- ① 県社協に対する補助金は公益上の必要性があるか。
- ② 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④ 補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
- ⑥ 県社協に対する委託料の算定方法は適切か。
- ⑦ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ⑧ 委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(2) 監査手続

- ① 補助金交付要綱を閲覧し、補助金の内容、交付目的、補助対象経費、財源等を理解する。
- ② 起案書の閲覧、質問等により、補助金の申請、決定、交付時期、実績報告等の妥当性を確かめる。
- ③ 質問等により、補助事業の効果について検討する。
- ④ 起案書及び委託契約書を閲覧し、委託契約の内容を把握する。
- ⑤ 管理委託施設に往査し、関係書類の閲覧や質問等により、委託内容を確認、委託料の算定方法の妥当性を検討する。

⑥ 委託契約の履行状況に関して、経済性、効率性の観点から問題がないかどうか検討する。

5. 外部監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日(必要に応じて過年度に遡及した)

6. 外部監査実施期間

平成16年11月15日から平成17年2月21日まで

7. 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士 小野寺 高	公認会計士 吉田柳一郎
公認会計士 倉成 磨	公認会計士 西谷 俊広

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 青森県社会福祉協議会の概要

1. 設立年月日等

- (1) 設立年月日 昭和 26 年 9 月 20 日
- (2) 法人認可年月日 昭和 27 年 9 月 15 日
- (3) 法人登記年月日 昭和 27 年 10 月 6 日
- (4) 設立根拠 社会福祉法第 108 条

2. 目的、事業等

(1) 定款に定める目的

この社会福祉法人は、青森県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 定款に定める事業

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- 4 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 5 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
- 6 1 から 4 までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 7 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 8 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- 9 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 10 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 11 共同募金事業への協力
- 12 青森県福祉人材センターの業務の実施
- 13 地域福祉権利擁護事業（青森県地域福祉権利擁護センター）
- 14 生活福祉資金貸付事業
- 15 ボランティア活動の振興
- 16 福祉基金の設置運営
- 17 青森県地域福祉活動振興愛の輪基金の設置運営
- 18 青森県民間社会福祉事業職員共済事業
- 19 福祉安心電話サービス事業
- 20 職員退職手当金支給事業
- 21 社会福祉施設職員等退職手当共済事業
- 22 青森県善意銀行の設置運営
- 23 福利厚生センター事業

- 24 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館の受託経営
- 25 県民福祉プラザの受託経営
- 26 青森県介護実習・普及センター事業
- 27 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- 28 その他この法人の目的達成のため必要な事業

3. 会員の状況

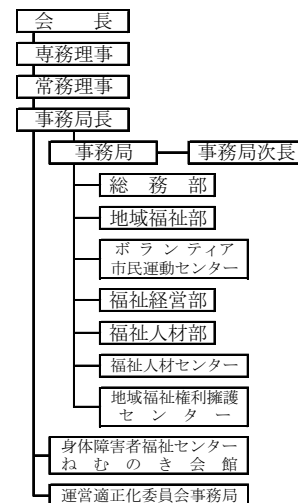
- | | | |
|---------------------|---------------|----------------|
| (1) 正会員 | 市町村社会福祉協議会 | 67 社協 |
| | 社会福祉施設 | 797 施設 |
| | 社会福祉関係団体 | 50 団体 |
| | 県協の理事、監事及び評議員 | 54 人 |
| (2) 特別会員（福祉安心電話加入者） | | 62 市町村 4,063 人 |
| (3) 賛助会員 | | 36 社 |

4. 基本金 3,000 千円（青森県の出資はない。）

5. 役職員の状況

- (1) 役員等 理事 16 名、監事 3 名、評議員 40 名
- (2) 事務局体制 正職員 32 名、臨時・嘱託職員 18 名、合計 50 名
※ 青森県からの派遣職員はない。

6. 事務局組織図（平成 15 年度）



7. 直近3期間の収支の推移

(1) 一般会計資金収支計算書

		(単位：千円)			
勘定科目		13年度	14年度	15年度	
経常活動による収支	収入	会費収入	64,644	63,492	66,954
		寄附金収入	22,518	11,042	4,586
		分担金収入	14,624	8,599	7,220
		県補助金収入	224,228	196,146	172,838
		助成金収入	6,072	4,674	4,554
		県受託金収入	65,030	62,460	55,942
		その他受託金収入	7,241	4,598	3,289
		事業収入	29,228	26,540	28,906
		貸付事業等収入	1,063	138	1,013
		共同募金配分金収入	5,690	5,150	4,380
		負担金収入	9,061	9,253	9,253
		運営費収入	50	0	0
		雑収入	211	183	2,151
		受取利息配当金収入	9,363	8,121	8,782
		会計単位間繰入金収入	3,243	3,864	3,440
		経理区分間繰入金収入	17,477	29,151	39,737
		経常収入計	479,743	433,413	413,045
		支出	人件費支出	191,372	167,160
	事務費支出		14,049	13,756	12,889
	事業費支出		194,824	162,318	151,810
	分担金支出		1,034	974	984
	助成金支出		73,036	47,654	38,759
	負担金支出		11,429	13,456	12,537
	会計単位間繰入金支出		3,969	2,840	4,185
	経理区分間繰入金支出		11,446	15,540	19,007
	経常支出計		501,159	423,698	433,927
	経常活動資金収支差額		△ 21,416	9,715	△ 20,882
に施 よる 収支 等	施設整備等収入計	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	1,344	2,203	741	
施設整備等支出計	1,344	2,203	741		
施設整備等資金収支差額	△ 1,344	△ 2,203	△ 741		
に よる 財 務 活 動 による 収支	収入				
	積立預金取崩収入	30,573	547,500	18,357	
	財務収入計	30,573	547,500	18,357	
	支出				
積立預金積立支出	31,635	635,806	9,978		
財務支出計	31,635	635,806	9,978		
財務活動資金収支差額	△ 1,062	△ 88,306	8,379		
当期資金収支差額	△ 23,822	△ 80,794	△ 13,244		
前期末支払資金残高	128,014	104,192	23,398		
当期末支払資金残高	104,192	23,398	10,153		

県社協の決算書によれば、「民間社会福祉事業職員共済事業」経理区分は、平成 15 年度から公益事業特別会計に移管され、平成 14 年度までは一般会計に含まれている。しかし、数字の比較上、平成 13 年度及び 14 年度も、当該経理区分の金額を一般会計から除いて作成した。

(2) 公益事業特別会計資金収支計算書

(単位：千円)

勘定科目		13年度	14年度	15年度	
経常活動による収支	収入	県受託金収入	185,887	180,417	184,850
		事業収入	536,677	565,007	578,066
		貸付事業等収入	36,874	41,265	50,760
		雑収入		3,060	28
		受取利息配当金収入	19,642	27,144	30,307
		会計単位間繰入金収入	1,230	534	300
	経常収入計	780,310	817,427	844,311	
	支出	人件費支出	78,572	77,373	76,817
		事務費支出	113,719	111,781	109,828
		事業費支出	293,817	351,975	640,575
		貸付事業等支出	24,700	79,720	71,890
		助成金支出			1,800
		負担金支出	20	60	49
	会計単位間繰入金支出	757			
	経常支出計	511,586	620,909	900,959	
	経常活動資金収支差額	268,724	196,518	△ 56,648	
	に施 よる 収支 等	施設整備等収入計	0	0	0
		支出			
固定資産取得支出					
施設整備等支出計	0	0	0		
施設整備等資金収支差額	0	0	0		
に よる 財 務 活 動 による 収支	収入				
	積立預金取崩収入	709,280	1,455,042	848,330	
	財務収入計	709,280	1,455,042	848,330	
	支出				
積立預金積立支出	978,004	1,651,560	791,682		
財務支出計	978,004	1,651,560	791,682		
財務活動資金収支差額	△ 268,724	△ 196,518	56,648		
当期資金収支差額	0	0	0		
前期末支払資金残高	0	0	0		
当期末支払資金残高	0	0	0		

公益事業特別会計は、ねむのき会館管理運営事業、県民福祉プラザ管理運営事業及び民間社会福祉事業職員共済事業の 3 つの経理区分からなっている。前述のとおり、平成 13 年度及び 14 年度も、民間社会福祉事業職員共済事業の金額を加えて作成している。

平成 15 年度の事業収入 578,066 千円のうち 573,452 千円は民間社会福祉事業職員共済掛金収入であり、事業費支出 640,575 千円のうち 628,917 千円は、民間共済事業給付費である。

(3) 生活福祉資金特別会計収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	13年度	14年度	15年度
県補助金収入	323,128	828,936	20,461
事業収入	316,429	327,115	331,418
積立金戻入収入			62,472
積立金利息収入	9	1	1
繰入金収入	16,478	14,550	14,098
雑収入	6	28	33
前年度繰越金	47,798	316,134	1,047,763
収入合計	703,849	1,486,764	1,476,246
事務費支出	20,336	29,605	17,613
事業費支出	353,654	396,293	438,820
積立金繰入支出	9	1	1
繰出金支出	13,715	13,076	10,861
次年度繰越金	316,134	1,047,789	1,008,951
支出合計	703,849	1,486,764	1,476,246

上記は、生活福祉資金事業、生活福祉資金貸付事務費事業、離職者支援資金事業及び離職者支援資金貸付事務費事業の4つを合算して作成したものである。

8. 平成15年度末の財政状態

(単位：千円)

勘定科目	一般会計	公益事業 特別会計	合計
流動資産	18,566	4,668	23,234
預貯金	10,211	4,668	14,879
その他の流動資産	8,355		8,355
固定資産	721,570	3,765,398	4,486,968
基本財産	3,000	0	3,000
基本財産特定預金	3,000		3,000
その他の固定資産	718,570	3,765,398	4,483,968
建物	375		375
車両運搬具	238		238
器具及び備品	6,897	455	7,353
権利	717		717
投資有価証券	26		26
職員共済退職金預け金	7,524	4,532	12,056
貸付金	1,299	180,499	181,798
職員共済積立預金	0	3,579,912	3,579,912
愛の輪基金積立預金	583,832		583,832
職員退職手当積立預金	18,610		18,610
その他積立預金	99,051		99,051
資産の部合計	740,136	3,770,066	4,510,202
流動負債	8,413	4,668	13,080
未払金	8,093	4,668	12,760
預り金	320		320
固定負債	41,733	4,532	46,266
退職給与引当金	41,733	4,532	46,266
負債の部合計	50,146	9,200	59,346
基本金	3,000		3,000
その他の積立金	701,493	3,579,912	4,281,405
職員共済積立金	0	3,579,912	3,579,912
愛の輪基金積立金	583,832		583,832
職員退職手当金積立金	18,610		18,610
その他積立金	99,051		99,051
次期繰越活動収支差額	△14,503	180,954	166,451
純資産の部合計	689,990	3,760,866	4,450,856
負債及び純資産の部合計	740,136	3,770,066	4,510,202

上記は一般会計及び公益事業特別会計の貸借対照表を示している。

なお、公益事業特別会計貸借対照表のうち、民間社会福祉事業職員共済事業の貸借対照表に関する問題点は、「第4 外部監査の結果に添えて提出する意見」に記載している。また、生活福祉資金に関しても「第4 外部監査の結果に添えて提出する意見」で内容を説明しているので、ここでは、貸借対照表の記載を省略する。